（事　務　連　絡）

令和6年9月17日

介護保険新規申請時の認定情報提供について

行方市介護福祉課長

当市では現在、介護支援専門員より依頼があれば認定調査の1次判定結果を口頭で提供しています。

暫定ケアプランを作成するにあたり、主治医意見書に記載されているサービス内容や情報を活用し、ケアプランを作成することで、適切なケアマネジメントの確立ができると考えるため、以下の対応を追加いたします。

＜追加内容＞

・認定結果が出る前の主治医意見書の閲覧

但し、個人情報保護の観点から

1. 新規申請である。
2. 居宅契約を交わしており、個人情報の取り扱いの契約も交わしている。
3. 事前に電話にて介護福祉課へ確認・予約をする。
4. 玉造庁舎窓口にて②の書類一式を持参の上、主治医意見書を閲覧。

（閲覧ですのでコピーや写メ等はできません）

（該当例）

利用者・家族より、地域包括・居宅に相談があり、代行新規申請実施。

認定調査1次判定にて要介護状態との事であり、居宅介護支援事業所にて担当となり居宅契約実施。

本人の情報量が少なく、ケアマネジメントに影響が出る可能性があるケース